

個人情報の外部委託に伴う事前一括承認基準について

発言者	発言要旨
会 長 事 務 局	<p>本日の審議事項は、「個人情報の外部委託に伴う事前一括承認基準」についてである。事務局に説明を求める。</p> <p>本諮問案件の説明の前に、個人情報の外部提供について説明を行う。個人情報の外部提供とは、実施機関が保有する個人情報を他の実施機関又は国や他自治体、民間事業者等に提供することを言う。</p> <p>実施機関とは、川口市個人情報保護条例によって定められた個人情報保護制度を実施する機関のことをいい、市長、教育委員会、水道事業管理者、議会などがこれに該当する。したがって、市内部の組織であっても、異なる実施機関の間で個人情報の提供を行う場合は外部提供に該当する。</p> <p>「情報公開・個人情報保護制度の手引き」の77ページをご覧ください。</p> <p>これは、川口市個人情報保護条例第8条第1項で、市が保有する個人情報の利用及び提供の制限に関する規定である。</p> <p>この規定により、個人情報の提供については、第1号から第5号の場合を除き制限を受けることとなる。</p> <p>本諮問案件は、本市が取り扱う業務を本市以外の機関に委託するにあたり、その業務の遂行に必要な個人情報を外部提供することについて、意見を伺うものであり、第5号に該当するものである。</p> <p>それでは、諮問案件について説明を行う。</p> <p>資料1の諮問書及び手引きの156ページをご覧ください。</p> <p>本市では、個人情報を取り扱う業務を民間事業者等に委託するにあたり、これまでは「川口市個人情報保護事務取扱要領第19-2-(14)」文中の「個人情報の処理を委託した業者に提供している場合は、外部提供とはみなさない」という記述に基づき、個人情報を民間事業者等へ提供している。</p> <p>しかし、現在、市の様々な分野で業務委託が実施されており、提供する個人情報の内容も事業ごとに異なることから、この要領に基づき外部提供の是非を判断することには限界があると考えている。</p> <p>このため、外部委託に伴う個人情報の外部提供については、川口市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定である「審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき」に基づくことが必要であると考えている。</p>

また、諮問の対象となる事案は、本来は事案ごとに諮問するところであるが、毎年多数かつ多岐にわたる委託業務が生じることから、個別に承認をいただくことは困難であると考えている。

したがって、別紙資料に記載する事前一括承認基準を設け、これに該当する外部委託については、審議会に諮ることなく個人情報の外部提供を可能とすることについて承認いただきたく、諮問をするものである。

資料1-1をご覧ください。

この「事前一括承認基準（案）」は、本市の全課・機関に対し、平成30年度に締結した個人情報を取り扱う契約についての調査を行い、その結果を取りまとめ、業務の種別ごと等に分類したものである。

なお、外部委託とは、市と民間事業者等との間で契約を行うことで成立するものである。こちらの案に該当する外部委託とは、一般に業務委託と呼ばれる市の事務を民間事業者等に委託する契約のほか、物品購入、印刷、筆耕、翻訳など、契約に該当するすべてのもののうち、個人情報を取り扱う業務等の全部又は一部を民間事業者等に委託して行っている契約が該当する。

基準（案）の内容は、業務等の種別並びにその種別ごとの内容及び取扱われる個人情報の項目が記載されている。

各種別の内容に該当し、かつその種別に対応する「取扱われる個人情報の項目」に該当する情報を委託先に外部提供する場合は、審議会に諮ることなく提供することを可能とするものである。

また、同種別に該当する契約の中でも、その契約ごとに取扱われる個人情報が多岐にわたると想定されるものは、取扱われる個人情報の項目を限定的なものとし、しない表現とした。

例を挙げると、No. 1「各種調査・分析」業務の「取扱われる個人情報の項目」内の「調査・分析項目」、No. 9「個人情報が含まれる電子計算組織の管理運営」業務の「取扱われる個人情報の項目」内の「事業の遂行に必要な情報」などが挙げられる。

次に、基準（案）の最下段No. 34は、主にNo. 1からNo. 33の業務に該当しない外部委託の承認に対応するために設定した分類である。審議会の承認を受けた業務等の外部委託と同内容の契約をする場合に該当するものである。

資料1-2をご覧ください。

これは、市の全課・機関への調査の結果のうち、先の基準（案）に分類するこ

とができなかった業務の一覧である。

これらの業務は、本審議会で承認をいただいた後、今後同内容の外部委託については、先の基準（案）の No. 34 を適用し、審議会に諮ることなく外部提供を可能とすることを考えている。

また、今後基準に該当しない外部委託を契約する場合は、一度審議会に諮り、承認をいただいた後、同様の運用とする考えである。

最後に、資料 1 - 3 をご覧いただきたい。

これは、調査の結果の集計表である。

先の基準（案）に対応した種別ごとに、全体の契約件数及び取扱われる個人情報の項目ごとの契約件数が記載されており、例年、表の件数の個人情報を取扱う契約が締結されると見込んでいる。

諮問内容の説明は以上であるが、送付した資料について何点か事前に指摘いただいた箇所があったため、報告と修正をさせていただきたい。

資料 1 - 1 をご覧いただきたい。

まず、No. 2 の「取扱われる個人情報の項目」欄に記載の「著作物」、「取材項目」は個人情報に該当しないのではないかと指摘があった。

この点について担当課である文化推進室に確認したところ、図録等製作委託において、画家や音楽家等の経歴や作品を図書にする場合を想定しているとのことであったが、これらは一般的に公表されているものであるとのことなので、削除する。

次に、No. 15 の「取扱われる個人情報の項目」欄に記載の「本籍・国籍」は測量・不動産鑑定においてどのように使われるのかとの指摘があった。

この点について担当課である河川課に確認したところ、水路境界確認委託の中で、関係者の所在確認のため、住民票を収集し、委託業者へ提供するものであり、その際に利用されるものであるとのことであった。

また、同じ欄の「測量項目」、「鑑定評価項目」は個人情報に該当しないのではないかと指摘があった。

この点については、他市の事例をもとに記載したものであったが、担当課に確認したところ、この欄に記載のもの以外の個人情報は無いとのことであったので、削除する。

次に、No. 28 の「取扱われる個人情報の項目」欄に記載の「人種・民族」について、廃棄物等の収集・運搬業務において収集してよい情報なのかとの指摘が

	<p>あった。</p> <p>この点について担当課である市民課に確認したところ、住民基本カード、印鑑登録カードなど、文書以外の個人情報を含むものを廃棄することに伴い、人種・民族の情報が含まれるものがあると想定していたとのことだが、具体的な事例がないとのことなので、削除する。</p> <p>最後に、No. 34の「業務等種別」欄の記載について、「再委」という記載を「再委託」とすべきではないかとの指摘があった。</p> <p>この点については、同じ業務を同じ業者に再委託することと混同しないように記載したものであったが、この業務に限らず、他の業務においても再度、同内容の業務を委託することがあることからすると、紛らわしい記載となるため、「の再委」という記載を削除し、「審議会の承認を受けて実施した業務等」と修正する。</p> <p>事前にいただいた指摘事項は以上である。</p>
<p>会 委 員</p>	<p>何か意見等はあるか。</p> <p>「川口市個人情報保護事務取扱要領」にて「個人情報の処理を委託した業者に提供している場合は、外部提供とはみなさない」とされていたとことだが、どのような根拠でこの規定があったのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>詳しい経緯は不明である。個人情報の保護に関する法律では委託に伴う個人情報の提供は外部提供には該当しないとといった規定があるが、本市の個人情報保護条例にはそのような規定はない。しかし、実際には毎年多くの個人情報を取り扱う事務が委託されていることから、取扱要領にて対応したものと思われる。</p>
<p>会 長</p>	<p>補足であるが、その規定の考え方としては、川口市から委託を受けた事業者等は、川口市の実施機関の一部が広がったというようなイメージである。そして、委託を受けた事業者等で個人情報を書き換えることはできないため、外部に個人情報を出しているものではないという考え方が一般的である。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>質問だが、基準案中 No. 9の業務の「取扱われる個人情報の項目」のうち、「人種・民族」とあるが、これはどのような場合に収集されるものか。</p> <p>No. 9の業務については、多岐にわたる業務があり、各課からの報告のうち、情報政策課にて取扱っている学齢簿システム使用料という契約にて、外国籍の児童や生徒の情報のうち「人種・民族」の情報が含まれるものである。</p>
<p>会 長</p>	<p>同じく No. 9の業務の「取扱われる個人情報の項目」のうち、「事業の遂行に必要な情報」とあるが、これは具体的にどのようなものか。</p>

事務局	<p>この項目に該当するものは、各課で行う業務の中で、それぞれの業務固有の情報が該当し、項目の種類で言うと80項目ほどに分類される。例を挙げると、「口座番号」や「課税情報」、「建物の間取り」、「DVの識別情報」、「市債権の滞納状況」などが挙げられ、その業務によって様々な項目が該当するものである。</p> <p>そのため、それらの項目を一つひとつ具体的に記載すると、非常に多くの項目が記載されることとなる。</p> <p>また、新たに業務等を委託する際は、その課固有の情報が提供されるため、一括承認基準に具体的に項目を記載してしまうと、その項目が記載されていないという理由で、審議会に諮る必要が生じる。</p> <p>資料1-3をご覧ください。ここには業種ごとの契約件数が記載されているが、No. 9の業務が最も件数が多く、今後も多くの業務において委託されることが想定される。なるべく具体的な項目を設定したいところではあるが、この業務においては具体的な項目を設定すると、審議会に諮る案件も多くなり、その分システム導入が遅れるなどの支障が生じることが懸念されるため、このような表現としたものである。</p>
会長	<p>その他意見等がなければ、審議事項について可否を採る。</p>
全委員長	<p>— 意見なし —</p>
会長	<p>「個人情報の外部委託に伴う事前一括承認基準について」は、承認することによいか。</p>
全委員長	<p>— 異議なし —</p>
会長	<p>それではそのように決定する。</p>
全委員長	<p>また、本諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了したため、答申の作成のためだけに次回の審議会を開く必要性は低いと考える。</p>
全委員長	<p>そこで、正副会長及び事務局で答申案を作成し、その案を他の委員に確認していただき、意見がある場合には、その意見を基に案を確定させる。</p>
全委員長	<p>いただいた意見については、再度審議が必要となると思われる内容があれば、改めて審議会を開催し、審議いただくこととし、軽微な内容であれば正副会長に一任いただき、その修正をもって市長への答申といたしたいと考えるがどうか。</p> <p>— 異議なし —</p> <p>それではそのように決定する。</p> <p>審議事項については以上とする。</p>

平成30年度個人情報取扱業務登録の報告

発言者	発言要旨
会長	次に、報告事項である「平成30年度個人情報取扱業務登録の報告」について、事務局に説明を求める。
事務局	— 別紙資料に基づき説明 —
会長	報告事項について、何か意見等あるか。
会長	新規登録業務のうち No. 9 の業務の対象者は「施行地区内の宅地の所有権及び借地権を有する者」となっているが、同じく新規登録業務のうち No. 13 の業務の対象者は「施行地区内の宅地について権利を有するもの」となっており、対象者の範囲が異なるが、これは何か意図があって表現が異なっているのか。
事務局	使い分けを行っている。新規登録業務のうち No. 9 の業務や No. 10 の業務については、所有権又は借地権を有している方のみを対象としており、No. 12 の業務や No. 13 の業務については、その他の権利を有している方も含めるため、このような表現としている。
委員	修正を行った業務のうち No. 10 の業務から No. 15 の業務について、修正の理由が「個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていなかったため」とされているが、これらは、「修正の内容」に記載されているものが、不備のない登録の内容ということでよいか。
事務局	その通りである。不備をなくすために行った修正の内容が、「修正の内容」欄に記載されているものである。
会長	これらの不備はどのような理由で起こったものか。
事務局	登録時の詳しい状況は不明だが、恐らく登録の際に担当課及び行政管理課にて確認の漏れがあったのではないかとと思われる。
会長	各担当課にて登録を行った個人情報取扱業務は、行政管理課でチェックを行うのか。
事務局	登録がされた個人情報取扱業務は、行政管理課に各担当課から報告され、行政管理課にて確認を行い、不備があれば指摘をする。
委員	平成13年4月1日以前から行っていた業務の不備が平成30年11月14日付で修正され、非常に長い期間が経ってから修正が行われている。
委員	新規登録を行った業務のうち、No. 12、No. 13 及び No. 16 の業務について、記録の対象者欄に「施行地区内の宅地について権利を有するもの」と記載されているが、この記載のうち「もの」は「者」という表記ではないのか。